

環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい

事業名	環境保全型農業直接支払事業
分類	【環境保全型農業】
事業要旨	環境保全を重視した農業へ転換するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援します。
事業概要	<p>[対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の組織する団体等、一定の条件を満たす農業者等 <p>[対象事業]</p> <p>化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組或は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援。</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主作物について、販売を目的に生産していること。 ・持続可能な農業生産に向けて実施すべき環境負荷低減や農作業安全の取組の実施（みどりのチェックシートに基づいて自己点検） ・「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」を 1 つ以上実施していること。 <p>[対象経費]</p> <p>生産資材費等の掛り増し経費について、取組内容別に一定額を支援。</p> <p><全国共通取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバークロップの作付 ・堆肥の施用 ・有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に合致する取組） ・リビングマルチ ・草生栽培 ・不耕起播種 ・長期中干し ・秋耕 <p>[補助限度額等]</p> <p>支援単価 上限 14,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4）</p> <p>※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。</p> <p>[問合せ先]</p> <p>農業技術課 生産技術・環境G TEL：029-301-3936</p>

生分解性マルチを活用して省力化や環境負荷低減を図りたい

事業名	省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】、【環境保全型農業】
事業要旨	持続性の高い作業体系への構造転換に向けて、認定農業者等が農作業の省力化や環境負荷低減のために生分解性マルチの利用を拡大する取組を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 認定農業者、地域計画(人・農地プラン)の中心経営体として位置付けられた農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者、集落営農組織、特定農業団体</p> <p>〔事業内容〕 生分解性マルチの導入費用支援 (補助単価：生分解性マルチ 1 m当たり 15 円)</p> <p>〔補助要件〕 以下の①から⑤の全てを満たすことが要件です。 ①支援対象の生分解性マルチは、原則、日本バイオプラスチック協会 (JBPA) が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品とします。 ②支援対象の生分解性マルチは、原則、同一ほ場において1作目の作付けに必要な分量とします。 ③既に生分解性マルチを導入している場合、取組の拡大分のみを対象とします。 ④生分解性マルチ導入後、省力効果の検証を実施していただきます。 ⑤生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象となった分については、本事業の対象外とします。</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931</p> <p>※要領等制定前であるため、本掲載内容については今後変更の可能性があります。</p>